



児童発達支援事業 ほーぷ

令和6年度 事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

◆ 目次 ◆

(P.)

1	施設の概要	1
2	利用の児童数	
	(1) 登録の利用者(児童)数の状況	1
	(2) 月別の利用者数の推移	2
3	一日の保育(発達支援)スケジュール	2
4	療育内容の特色	3
5	季節行事の実施状況	4
6	職員・利用児童の健康管理	
	(1) 職員の定期健康診断等の実施	5
	(2) 利用児童の健康管理	5
7	災害の予防・発生時の対応訓練	
	(1) 防火管理者・消防計画	5
	(2) 避難訓練の実施	5
8	発達支援等の年間実施状況	6, 7
9	職員の資質向上の取組み	
	(1) 外部研修の受講	7
	(2) 内部研修の実施	8
	(3) 職員勉強会の開催	8
10	各種計画・指針等策定に向けての検討会の開催	9
11	目標にかかる総評	10, 11, 12

管理者 兼 児童発達支援管理責任者

石井 久代

※ 本事業報告書に加えて補足すべき重要な事項はないので、定款第32条第1項第2号に定める附属明細書は作成していません。

児童発達支援事業 ほーぷ 令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 施設の概要

(1) 設立・運営主体	名称	社会福祉法人 あじさい会
	所在地・連絡先	〒654-0103 神戸市須磨区白川台4丁目20-20 TEL (078) 792-2345
	設立年月日	昭和46(1971)年10月1日
	代表者	理事長 池上 勝義
(2) 事業所の概要	名称	児童発達支援事業 ほーぷ
	所在地・連絡先	〒654-0103 神戸市須磨区白川台3丁目67-19 TEL (078) 795-5050
	開設年月日	令和2(2020)年5月1日
	職員配置(計4名)	・管理者 兼 児童発達支援管理責任者 1名(石井 久代) ・保育士 3名
(3) サービス提供の概要	サービス提供日	月曜日～金曜日 (祝日、12月29日～1月3日及び警報発令日を除く)
	利用定員	計20名(2歳児 6名、3歳児～就学前の児童 14名)
	保育(療育)時間	・午前の部 9:00～12:00 ・午後の部 14:00～17:00

2 利用の児童数

(1) 登録の利用者(児童)数の状況(令和7年3月末時点) (単位:人)

性 別 \ 歳 児		合 計	合 計			
			2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
合 計		22	3	8	6	5
男		17	3	7	4	3
女		5	0	1	2	2

【例】 3歳児:満3歳になって初めての4月1日を迎えて以後の児童

(2) 月別の利用者数の推移（午前の部・午後の部別）

(単位：人)

区分 年月	午前の部						午後の部						人数 合計	備考
	計	週1	週2	週3	週4	週5	計	週1	週2	週3	週4	週5		
R6/4月	4	1	1	1	1		17	7	5	3	1	1	21	
5月	4	1	1	1	1		17	6	6	3	1	1	21	
6月	5	2	1	1	1		17	6	6	3	1	1	22	
7月	5	2	1	1	1		17	6	6	3	1	1	22	
8月	5	2	1	1	1		17	6	5	4	1	1	22	
9月	5	2	1	1	1		17	6	6	3	1	1	22	
10月	5	2	1	1	1		17	6	6	3	1	1	22	
11月	5	2	1	1	1		18	7	6	3	1	1	23	
12月	5	2	1	1	1		18	7	6	3	1	1	23	
R7/1月	4	1	1	1	1		18	7	6	3	1	1	22	
2月	4	1	0	2	1		18	7	6	3	1	1	22	
3月	4	1	0	2	1		18	7	6	3	1	1	22	

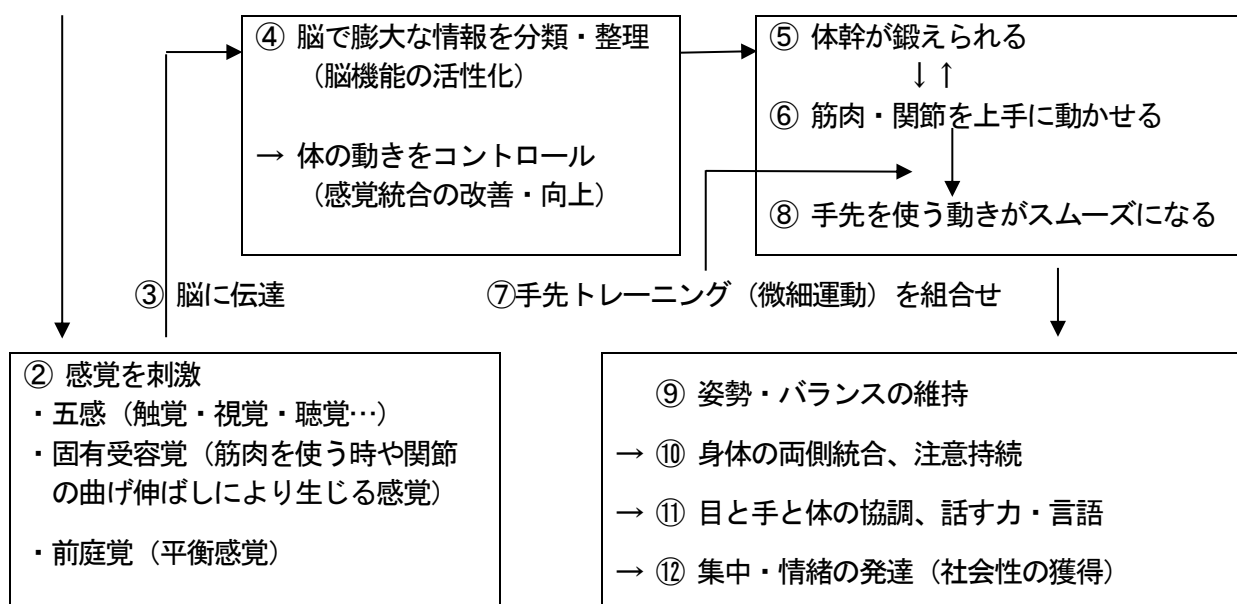
3 一日の療育（発達支援）スケジュール

午前の部	午後の部	支 援 内 容 等
9:00～ 9:10	14:00～14:10	順次登所、健康チェック、身辺整理
9:10～ 9:50	14:10～14:30	自由遊び、片付け
9:50～10:15		あいさつ、ふれあい遊び（手遊び、タオルブランコ、タオル電車、フープ）
	14:30～14:55	あいさつ、ふれあい遊び（手遊び、わらべうた、鬼ごっこ）
10:15～10:20	14:55～15:00	水分補給
10:20～10:50		運動遊び（ミニサーキット、サーキット、ボール遊び）
	15:00～15:30	運動遊び（基礎運動、運動ゲーム、サーキット、ボール遊び、縄遊び、マット運動、タオル遊び）
10:50～11:00	15:30～15:50	トイレ、お茶、絵本
11:10～11:20	15:50～16:10	音楽遊び（リトミック、リズム打ち）、個人課題（午後の部のみ）
11:20～11:50	16:10～16:50	帰りのあいさつ、自由遊び、個人課題
11:50～12:00	16:50～17:00	帰宅準備、降所

4 療育内容の特色

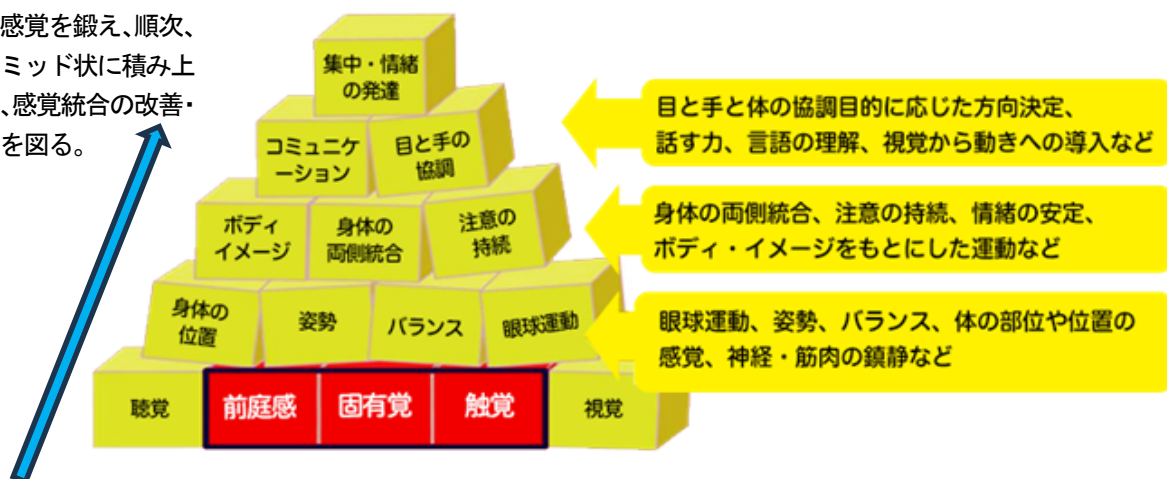
- (1) 子ども一人ひとりに合った個別支援計画（個別療育・集団療育）の作成
- (2) きめ細かで多彩な日々の支援メニューの実施
 - ・ 難しすぎず・易しすぎない目標の設定
 - ・ 子どもが興味を持ち、楽しみながらできる内容
（運動遊び、ゲーム、音楽遊びなどを組み合わせ、飽きさせない）
 - ・ 「できた！」という達成感が、自己肯定感と自信を生み、「またやりたい」「次のことをやってみよう」という意欲につながる（プラスの循環）。
- (3) 運動療育を取り入れ、感覚統合の改善・向上を図る
 - ・ 「感覚統合」とは、複数の感覚（五感などから神経を通じ、脳に伝達されるデータ）を瞬時に整理・まとめたりし、反応（体の動きや言葉）につなげる脳の機能のこと。
 - ・ 感覚統合がうまくいかないと、感覚・情緒面、動作面、対人面、言語面など日常生活で支障が出てくる。運動遊び（粗大運動・微細運動）などにより、感覚統合の改善・向上を図る。

① 運動遊び（粗大運動）



身体を整えること（感覚統合）によってできること

基礎感覚を鍛え、順次、ピラミッド状に積み上げて、感覚統合の改善・向上を図る。



5 季節行事の実施状況

- ・ 日常の療育では、子ども一人ひとりに合った個別支援計画（個別療育・集団療育の使い分け）を作成し、日々のメニューも、個々の子どもごとに当日の目標を設定し、それに沿ったきめ細かで多彩な内容（道具、遊具・教材の用意）で実施している。
- ・ 特に、春夏秋冬の季節ごとのイベントでは、特別メニューを企画し、子どもがより興味を持ち、季節感を感じ楽しみながら、感覚統合の改善・向上を図るプログラムを用意している。
1日のメニューでも、個別療育が必要な子どもには、別メニューを企画し、支援者がマンツーマンできめ細かに対応している（秋の行事）。

実施月	行事項目	AM・PM	実施日
5月～6月	春まつり	AM	5/21水, 27月
		PM	5/22水, 23木, 24金, 27月, 6/4火
8月	夏まつり	AM	20火, 21水, 23金
		PM	20火, 21水, 23金, 26月
10月	ハロウィン	AM	21月, 22火, 23水
		PM	21月, 22火, 23水, 25金
12月	クリスマス会	AM	18水, 23月, 24火,
		PM	18水, 20金, 23月, 24火
3月	お別れ会	AM	
		PM	19水, 21金, 24月, 25火

6 職員・利用児童の健康管理

(1) 職員の健康管理

実施年月	種 類	実施医療機関（委託医）名	記録の作成
令和6年12月	インフルエンザ 予防接種	きむら内科医院	有り
令和7年2～3月	定期健康診断	新須磨クリニック 等	有り

(2) 利用児童の健康管理（協力医療機関）

たかのこどもクリニック 院長 高野 智子
(神戸市垂水区学が丘)

7 災害の予防・発生時の対応訓練

(1) 防火管理者・消防計画（分園あじさいと一体的運用）

防火管理者の選任・届出			消防計画
防火管理者の職・氏名	講習受講修了証番号	届出年月日	
社会福祉法人 あじさい会 理事長 池上 勝義	第 10612114 号	令和2年3月17日	有り

(2) 防災・防犯訓練等の実施

区 分	地 震	火 災	防 犯	感染対策（※1）	台風等暴風雨（※2）
実施日	1月17日（金） 3月7日（金）	6月10日（月）, 9月25日（水）	2月7日（金）	9月25日（水）※	8月28日（水）～ 9月1日（日）

（※1） 感染対策指針に基づく研修 兼 実地訓練（1名には10/1(火)に実施）

（※2） BCP自然対策編に基づき、台風10号被害に備え対策を行った。結果的に当地に警報等の発令や、当所関係の被害報告はなく、9月1日午後に熱帯低気圧になった（本報告書で実地訓練として計上）。

11 令和6年度 目標にかかる総評

(1) 療育内容の確立

① 運動療育（粗大運動）

- ・ 前年度に引き続き、原則として毎月1回、外部講師の指導のもと、子ども一人ひとりに合ったメニューで、基礎となる体幹を鍛え、感覚統合の改善・向上を促す運動療育に取り組んだ。（体を大きく動かす、走る・ジャンプ、位置感覚、バランス感覚など）

日々のメニューでも、外部講師の助言に基づき、個々の子どもの発達に応じた、多彩な運動遊びを取り入れ、身体のバランスを含む感覚統合の改善・向上を図っている。

【例】おしくらまんじゅう、ジャンプ遊び、障害物またぎ、トンネルくぐり、バランスボール、四つ這い遊び、綱渡り、平均台、鬼ごっこ、タオルブランコ、サーキット（平均台、障害物、トンネル、マットなどをコース状に組み合わせ）

② 手先トレーニングによる運動療育（微細運動）

- ・ 粗大運動に合わせ、手先を使った遊びを取り入れ、視覚・触覚・固有受容覚・前庭覚などを鍛え、感覚統合の改善・向上を図った。

難しすぎず・易しすぎずの目標設定で、「できた、またしたい」という達成感や、「もっとと難しいこともやってみたい」という意欲を刺激することができた。

【例】・積み木、ブロック遊び（触覚、空間認識能力）
・新聞紙ちぎり（聴覚、触覚）
・風船遊び、お玉を使ったボール運び（視覚、触覚、バランス感覚、集中力）
・福笑い（パーツの配置や向きの記憶力の刺激、視覚、触覚、固有受容覚）

③ 眼球運動を鍛える遊び

- ・ 眼球（視覚）を上手く使えないと、飛んでくるモノを受け取ったり、避けたりすることができない、就学後に先生が板書する文字を読み取れない、文章を読み飛ばしといった支障が出てくる。目の使い方に問題があると、注意欠如・多動症（ADHD）や学習障害（LD）にも影響していると言われているため、個々の子どもに合った、眼球運動（動体視力など）を鍛えるメニューにも取り組んだ。

【例】キャッチボール、風船遊び（ボールや風船を目で追い、落ちてくる位置を予測し、手で受け取ったり、相手へ返す） など

④ 応用行動分析手法（ABA）の活用

- ・ 子どもが望ましい行動をした場合に、褒めたりやスキンシップしたり、子どもが好む方法で、望ましい行動が増えるよう働きかける。逆に、問題行動を起こした場合には、その原因を分析し、意図的に反応しないなど、子どもが欲しい反応を与えないことで、徐々に問題行動をしないよう誘導していく手法。

⑤ 集団療育（小グループでの活動）

- ・ 大きな集団の中では自分の良さを発揮できない子どもも、数名程度のグループ活動を通じて、コミュニケーション、集団行動のルールや社会性を、体感で学ぶ効果が期待できた。

【例】手遊び、ゲーム遊び、絵本の読み聞かせ、音楽遊び、運動遊び 等

⑥ 個別療育

- ・ 傍らの支援員に見守られながら、子どもが一人、机上で手先を動かす遊びを行う。
手指を動かすことで、脳が刺激され活性化する効果が期待できる。
適時、集団療育と組み合わせることで、より一層の感覚統合の改善・向上を図った。

【例】 パズル、折り紙、工作、お絵かき、積み木、手や指を動かす遊び 等

(2) 家族支援

ア 適切な支援の提供

- ① 契約時に、子どもと保護者から丁寧な聞き取りを行い、利用者のニーズや課題を客観的に分析した上で、個々の子どもに合った個別の「児童発達支援計画」（以下、「個別支援計画」という）を作成している。
- ② 保護者による3か月・6か月ごとのモニタリング（中間評価）時に、療育の様子を見学していただき、現状評価に基づき、適宜「個別支援計画」の見直しを行った。
- ③ 木曜日午前の定期職員会議において、適宜、「個別支援計画」の見直しを行い、アップデートを図っている。
- ④ こうした「個別支援計画」に基づき、また前回支援時の子どもの様子、保護者からの情報提供に基づき、次回の最適な支援メニュー（集団療育と個別療育の選択、遊びの内容、遊具・教材の準備、支援者のシフトなど）を企画し、支援当日は、子どもの体調や情緒面に応じて、適宜メニューを一部変更したりと、できる限り、臨機応変・柔軟に対応している。

イ 保護者との情報共有

- ① 毎回の利用時（送迎時）における保護者との顔合わせの機会や、連絡帳のやりとりで、子どもの活動の様子や成果・課題を丁寧かつ細やかに保護者に伝えるとともに、保護者からは家庭での様子を伝えてもらい、お互いに子どもの現状について情報共有している。
- ② 毎回の支援時に、保護者から寄せられた相談・質問にも、丁寧な説明に努めるとともに、ほ一ぷでの支援時における子どもへの声かけ・関わり方も伝え、家庭での参考になるように助言している。

(3) 地域支援・地域連携

- ・ 利用者が通園しているあじさいこども園、若宮保育園とは、関係の保育教諭・保育士と密に連絡をとって情報共有し、利用園児の療育に活かしている。
- ・ また、他園などに通園の園児についても、適時、通園先の幼稚園の職員が見学に来所され、情報交換を図っている。
- ・ 神戸市・区や、その時期になれば、就学先の小学校や支援学校等の関係機関に対しても、密接に情報提供を行っている。
- ・ 子どもの通園先（保育園・こども園・幼稚園）と情報共有・連携に努めるとともに、就学への円滑な移行のため、小学校との間で、必要な連携を図っている。

(4) 人材育成

- ・ 項目9に記載のとおり、各種外部研修の受講や他施設の見学、主に動画視聴による勉強会により、職員の見識を高め、支援活動に活かすよう努めた。
- ・ 内部研修では、虐待防止を中心に、子どもの命・人権を守ることの重要性を再確認した。

(5) その他

- ・ 令和6年度は児童発達支援事業のBCP（自然災害発生時における業務継続計画・感染症業務継続計画）当法人が、ほーぷを対象に、令和6年8月20日付けで制定済み。
- ・ 感染対策の研修及び実地訓練を、年2回以上実施。
- ・ 令和6年度の「事業所における自己評価・従業員による評価・保護者アンケート」結果と「支援プログラム」を令和6年3月末にホームページに公表した。
- ・ 子どもの体調不良から欠席があった場合、受け入れ可能な範囲で、他の子どものスポット利用を呼びかける取り組みを行ったことで、収支改善に効果が見られている。今後も、支援事業の一層の充実に努めていきたい。